

「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会の設置について」
の一部改正について（案）

1. 改正の経緯

- ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会は、遺伝性・先天性疾患研究の実施又は計画の実施に当たり、ヒト受精胚に対しゲノム編集技術等を用いる研究計画の策定又は変更について、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、研究計画の「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号）への適合性について審査を行うこと等から設置されている。
- 「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第三次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～」（令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議）において、新規胚を作成して行う基礎的研究のうち、ゲノム編集技術等を用いた遺伝性・先天性疾患研究及び卵子間核置換技術を用いたミトコンドリア病研究について、新たにその実施を容認すること等の見解が示されたことを踏まえ、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の一部が改正された。
- 具体的には、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」において、実施可能な研究に、遺伝情報改変技術等を用いた遺伝性又は先天性疾患に関する基礎的研究のうち研究用新規胚を作成して行うもの及び卵子間核置換技術を用いたミトコンドリア病に関する基礎的研究のうち研究用新規胚を作成して行うものが追加されるとともに、当該指針の名称を「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」（以下「新規胚研究指針」という。）とすることとされた。また、当該指針に関連する「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」について、適用範囲を明確化するため、「ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下「提供胚研究指針」という。）と名称を見直すこととされた。

2. 改正の概要

- 新規胚研究指針及び提供胚研究指針の改正を踏まえ、本審査委員会において研究計画の適合性審査を行う対象に、新規胚研究指針に基づくヒト受精胚を作成して行う遺伝性・先天性疾患研究を追加するとともに、提供胚研究指針の名称変更など所用の改正を行う。